二　特定事業再生支援会社の支援の対象となる貸付債権移転対象事業者
三　投資事業有限責任組合による資金供給の対象となる事業者（次に掲げるものに限る。）
イ　投資事業有限責任組合の無限責任組合員が特定専門家派遣対象機関である投資事業有限責任組合による資金供給の対象となる事業者
ロ　特定経営管理又は特定組合出資に係る投資事業有限責任組合による資金供給の対象となる事業者

第十四条の三中「第三十二条の三第二項第四号」を「第三十二条の十第二項第四号」に改め、同条を第十四条の五とする。

第十四条の二中「第三十二条の二第二項」を「第三十二条の九第二項」に改め、同条を第十四条の四とし、第十四条の次に次の二条を加える。

（代表者に準ずる者）

第十四条の二　法第三十二条の二第一項に規定する主務省令で定めるものは、過大な債務を負っている事業者の債務の保証をしている者であって、次に掲げるものとする。

一　過大な債務を負っている事業者の事業に従事する者であって、当該事業者の代表者の配偶者であるもの
二　過大な債務を負っている事業者の事業に従事する者であって、当該事業者の取締役であるもの
三　過大な債務を負っている事業者の事業の方針の決定に関して、前号に掲げる者と同等以上の職権又は支配力を有すると認められる者

（回収等停止要請の対象となる回収等）

第十四条の三　法第三十二条の四第一項に規定する債権の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使は、特定支援対象事業者及びその代表者等に対する債権の債権者として特定支援対象事業者及びその代表者等に対し行う一切の裁判上又は裁判外の行為（流動性預金の拘束を含む。）のうち、次に掲げるものを除くものとする。

一　次項及び第三項（同項に規定する場合に限る。）に規定する債権の弁済の受領
二　特定支援対象事業者及びその代表者等が当該関係金融機関等に対して有する預金その他の債権について他の債権者による仮差押え、保全差押え又は差押えがされた場合に行う相殺
三　特定支援対象事業者及びその代表者等に対し手形等の割引を行った場合であって、当該手形等の不渡りがあったときにおける遡求権の行使又は当該割引に係る契約に基づく当該手形等の買戻請求権の行使
四　特定支援対象事業者及びその代表者等に対する貸付けに関し、次に掲げる特定支援対象事業者及びその代表者等による担保の提供があった場合の受入れ
イ　担保権の目的として供されている商業手形、売掛金債権等の全部又は一部の消滅に伴う同価値の担保の提供
ロ　担保権の目的である財産の譲渡のために担保権を抹消する目的で行う同価値の担保の提供
五　特定支援対象事業者及びその代表者等が関係金融機関等に対し提供した担保について、その担保の設定が動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第三条第二項に規定する動産譲渡登記又は同法第四条第二項に規定する債権譲渡登記若しくは同法第十四条第一項に規定する質権設定登記により行われている場合における当該登記の存続期間の延長
六　前各号に類する行為であって、特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の整理を困難にするおそれがないと委員会が認めたもの

2　次に掲げる債権については、回収等停止要請によりその弁済の受領を妨げない。

一　約定利息
二　有価証券関連デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引又は為替予約取引に係る債権
三　特定支援対象事業者及びその代表者等が商取引のために振り出した手形等のうち支払期日が到来したものに係る債権
四　関係金融機関等が行った輸入信用状の決済により直接発生する特定支援対象事業者及びその代表者等に対する債権
五　特定支援対象事業者及びその代表者等が関係金融機関等に対して支払う振込、口座振替、為替、手形代金取立て等のあらかじめ定められている事務手数料

3　次に掲げる債権については、法第三十二条の二第三項の規定により当該債権に係る回収等停止要請をする旨の決定を行ったときを除き、その弁済の受領を妨げない。

一　社債
二　次に掲げる契約に基づく貸付債権
イ　特定支援対象事業者及びその代表者等が手形等を振り出した場合に、一定の極度額の限度内において当該関係金融機関等が立替払する旨が定められている契約
ロ　特定支援対象事業者及びその代表者等に対する他の事業者による買掛金の一定期日における払込みをあらかじめ関係金融機関等が受託するとともに、特定支援対象事業者及びその代表者等から当該他の事業者に対する売掛金債権を当該関係金融機関等が担保のため譲り受ける旨が定められている契約

第十五条第一項中「第四項第十四号」を「第四項第二十一号」に改め、同条第四項第二号中「買取申込み等期間」を「再生支援決定に係る買取申込み等期間」に改め、同項第四号中「買取決定」を「再生支援決定に係る買取決定」に改め、同項第六号中「再生対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同項中第十四号を第二十一号とし、第十三号を第二十号とし、第十二号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九　対象特定組合の概要及び特定組合出資の額

第十五条第四項中第十一号を第十七号とし、第八号から第十号までを六号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の六号を加える。

八　特定支援決定を行った件数
九　特定支援決定に係る買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
十　特定支援決定を撤回した件数
十一　特定支援決定に係る買取決定を行った特定支援対象事業者の業種及び買取りに係る債権の元本総額
十二　特定支援対象事業者に係る債権の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における特定支援対象事業者に対する当該債権の元本総額及び処分後における特定支援対象事業者に対する当該債権の元本総額
十三　一の特定支援決定に係る全ての業務を完了した特定支援対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

附　則

この命令は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月十四日）から施行する。

○内閣府令・環境省令第一号

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）第五十二条第一項第四号の規定に基づき、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める命令を次のように制定する。

平成二十六年十月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
環境大臣　望月　義夫

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める命令

特別会計に関する法律施行令（以下「令」という。）第五十二条第一項第四号に掲げる事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。

一　令第五十一条第七項第十七号に規定する措置に関する事務のうち、次号に規定する事務以外のもの　内閣総理大臣
二　令第五十一条第七項第十七号に規定する措置に関する事務のうち、専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力利用における安全の確保のために行うもの　環境大臣

附　則

この命令は、平成二十六年十月十四日から施行する。

省　令

○財務省令第八十二号

株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第六十条の規定に基づき、株式会社地域経済活性化支援機構が取得した不動産権利等の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月十日

財務大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明